

議案第41号

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年あきる野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年あきる野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。